

議案第11号

契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的

平成31年2月佐倉市議会定例会、令和元年8月佐倉市議会定例会及び令和元年11月佐倉市議会定例会の議決を経た佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業の公有財産購入及び委託の変更

2 契約の金額

変更前 2,430,532,594円

変更後 2,441,972,594円

3 契約の相手方

佐倉市六崎1622番地17

PFI佐倉学校空調整備センター株式会社 代表取締役 林 善 次

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

契約の締結に係る概要

1 名称

佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業

2 履行期間

平成31年2月25日～令和14年3月31日（変更なし）

3 受注者

P F I 佐倉学校空調整備センター株式会社

4 変更理由及び内容

(1) 変更理由

佐倉市立佐倉幼稚園の廃止に伴い、同事業により同園に整備された空調設備を佐倉市立佐倉中学校及び同井野中学校に移設するため

(2) 変更内容

(移設前)

- ・旧佐倉幼稚園 保育室（屋内機4台、屋外機1台）

(移設後)

- ・佐倉中学校 職員室（屋内機2台、屋外機1台）
会議室（屋内機1台）
- ・井野中学校 余裕教室（屋内機1台）